

令和7年

# 峡南医療センター企業団議会 第2回定例会会議録

令和7年8月29日 開会

令和7年8月29日 閉会

峡南医療センター企業団議会

令和 7 年

峽南医療センター企業団議会  
第 2 回定例会

8 月 2 9 日

令和7年峡南医療センター企業団議会第2回定例会（1日目）

令和7年8月29日  
午後 2時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第5号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例等  
の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第6号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例等の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第7号 令和7年度峡南医療センター企業団会計補正予算(第1号)  
日程第7 認定第1号 令和6年度峡南医療センター企業団会計決算認定について  
日程第8 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	一之瀬 滋 輝	2番	新 津 千 吉
3番	秋 山 豊 彦	4番	丹 澤 孝
5番	一 瀬 正	6番	秋 山 仁
7番	小 林 有紀子	8番	青 柳 光 仁
9番	鮫 田 洋 平	10番	井 上 光 三

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

1番	一之瀬 滋 輝	6番	秋 山 仁
----	---------	----	-------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
(7人)

企 業 長	河 野 哲 夫
経 営 管 理 局 長	山 田 芳 男
経営管理局総務人事部長	石 井 よ し み
市川三郷病院事務部長 兼 ケアセンターいらか事務部長	志 村 敦
富士川病院事務部長	米 山 裕 士
サンビューふじかわ事務部長	大 森 博 之
経 営 企 画 部 長	小 林 久 高

6. 職務のため出席した者の職氏名 (3名)

議会事務担当	久 保 真 人
議 会 書 記	横 内 太 加 志
議 会 書 記	鶴 田 賢 人

開会 午後 2時00分

○経営管理局（久保真人君）

定刻になりました。

本日は、令和7年峡南医療センター企業団議会第2回定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

ご着席ください。

先ほど、議長の了解を得ましたが、服装は両町と同じで軽装とさせていただき、ノーネクタイで、上着は会議中脱いでもよいこととさせていただきます。

なお、本日、市川三郷病院の久保寺院長および富士川病院の渡邊院長から診察のため、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、鮫田議長、よろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

ご苦労さまです。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私とも大変ご多忙のところ、本企业団議会の第2回定例会にご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、毎年この8月の定例会におきましては、前年度の決算認定が上程されておるところであります。

昨年度（令和6年度）の決算につきましては、一昨年度（令和5年度）に比べ、補助金が大幅に減となったことや物価高騰などから、営業収益と営業費用による営業損失が増え非常に厳しい財政状況となっております。

先日、公立病院などでつくる全国自治体病院協議会が、2024年度決算で各地の病院の86%が経営赤字だったとの調査結果を発表しました。企業団としても、このような厳しい経営状況の中でのスタッフのご苦労には、心より感謝をしているところであります。

さて、8月1日に市川三郷病院は休床化され、10月1日から診療所となること、外来の一部の診療科が富士川病院に集約されることの報告がありました。

市川三郷病院は、令和9年からバリューアップのための改修が始まる予定です。さらに、ケアセンターいちかわ、サンビューふじかわの2老健のあり方についても引き続き検討していきます。

こうしたことを踏まえますと、ますます、企業団にとって、厳しく、重要な年となります。

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院として果たすべき役割や機能を明確化・最適化していかなければなりません。

地域の医療・介護に携わる企業団職員の皆さまにおかれましては、更なるご活躍をご期待申し上げます。

議会としましても、企業団と情報の共有を図りながら、協力、支援をしまいたいと思っております。

さて、本定例会に提出された議案につきましても、企業長から説明がありますが、慎重な審

議をよろしくお願ひいたします。

残暑に重ね、議員各位には、健康に十分ご留意され、ご活躍されますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回峡南医療センター企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日これからの議事日程については、議長において作成し、お手元に配付されました議事日程としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程に入ります。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第114条の規定によって、

第1番 一之瀬滋輝君

第6番 秋山仁君

以上2名を指名いたします。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

4月22日に(2月度)、5月27日に(3月度)、7月29日に(4月度、5月度)、8月26日に(6月度)の例月出納検査が行われ、監査委員から検査の結果、相違ないとの報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで企業長より、あいさつの申し出がありますので、これを許可します。

企業長、河野哲夫君。

○企業長 (河野哲夫君)

本日ここに、令和7年峡南医療センター企業団議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも大変ご多忙の中を全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から峡南医療センター企業団の事業運営に際しましては、格段のご理解とご支援を賜っておりますことに、併せて厚く御礼を申し上げます。

連日、危険な暑さや、経験したことのないような暑さが続いておりますが、7月5日には富士川町でアニメクラシックスアニソン花火―富士川町公演―が、8月7日には市川三郷町で第37回神明の花火大会がともに盛大に開催されました。今年もまた、過ぎゆく夏の思い出を積み重ねることが出来ました。

さて、7月31日の山梨日日新聞に「峡南4医療機関再編へ」の記事が掲載されました。飯富病院と身延山病院、南部町国保診療所、南部町国保万沢診療所の4医療機関について、2027年4月を目標に、「2病院2診療所」から「1病院3診療所」への再編を検討し、指定管理者制度を導入する方針としています。

峡南医療センター企業団は、平成26年4月の開設から12年目を迎えております。当時と人口を比較してみますと、8月1日時点で市川三郷町は1万7,060人から1万4,284人へと2,776人が減少し、16.3%の方が減っています。

富士川町は1万6,162人から1万3,777人へと2,385人が減少し、14.8%の方が減っています。両町から約1割5分の方が減り、それは病院の患者数、老健の利用者数、さらに医療従事者にも大きな影響が生じています。環境の変化に対応しながら、企業団の医療資源を効率的に運用して、医療・介護を持続的に提供していかなければなりません。

医療については、峡南医療センター企業団経営強化プランに基づき、富士川病院に入院を集約する方針で準備を進めてまいりましたが、富士川病院改修工事が7月下旬に竣工し、市川三郷病院に入院していた患者の移動も無事に完了して、8月1日から富士川病院の3病棟で入院診療を行っております。

また、市川三郷病院について、本日、条例改正を上程しておりますが、10月1日から正式に「市川三郷診療所」の名称で無床診療所として診療を行ってまいります。

介護施設の在り方については、企業団の方針案を両構成町にお示しして、2老健を維持していく必要性について、まだ検討が続いています。方向性をまとめ次第、施設整備検討委員会を開催して、ご審議をお願いする予定でおります。

令和7年度企業団事業会計も、もうすぐ5カ月が終わろうとしておりますが、入院機能の集約や人口減少などの影響により、営業収益の柱である病院の外来・入院患者数および老健の通所・入所利用者が、なかなか目標とした数値には達していません。今後の事業収支を懸念しているところであります。

さて、本日の定例会には、条例の一部改正2件、令和7年度企業団会計補正予算および令和6年度企業団会計決算認定の4案件を提出させていただいておりますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、議員各位におかれましては、残暑の折から、ますますご健勝にて、ご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、企業長のあいさつを終わります。

○議長（鮫田洋平君）

日程第4 議案第5号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第5号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例（平成26年峡南医療センター企業団条例第5号）等の一部を改正する条例については、令和7年10月から市川三郷病院を無床診療所化することに伴い、関係する条例について、所要の改正を行う必要があります。これが、この条例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第5号の補足説明を求めます。

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

議案第5号 峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由にありますように、今回の一部改正については、令和7年10月から市川三郷病院を無床診療所化することに伴い、関係する条例の一部改正を行うものであります。

5ページ、峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第3条中「市川三郷病院」を削ります。

続きまして、6ページ、「市川三郷病院併設介護老人保健施設ケアセンターいちかわ」を削り、6ページ、同条中「富士川病院併設訪問看護ステーション」のあとに「市川三郷町診療所（1）診療部（2）医療技術部（3）看護部（4）事務部（5）医療安全管理室（6）感染管理対策室」「市川三郷診療所併設介護老人保健施設ケアセンターいちかわ（1）診療部（2）医療技術部（3）看護・介護部（4）事務部」を追記いたします。

7ページ、附則に「この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例 別表中病床数（収容人員）の改正規定は、令和7年9月1日から適用する。」と追記いたします。

別表（第2条関係）については、「市川三郷病院」と「市川三郷病院併設介護老人保健施設（ケアセンターいちかわ）」を削り、富士川病院の一般病床を「144床」に改めます。

8ページをご覧ください。

「富士川病院併設訪問看護ステーション」の下に「市川三郷診療所」「市川三郷診療所併設介護老人保健施設（ケアセンターいちかわ）」を加えます。併せて、ケアセンターいちかわの通所リハビリテーションを「17人」に改めます。

続きまして、峡南医療センター企業団事業料金徴収条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

9ページ、新旧対照表をご覧ください。

附則に「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」を追記いたします。

別表（第2条関係）、特別病室から「市川三郷病院1人室」「市川三郷病院2人室」を削除いたします。

10ページ、「(ケアセンターいちかわ) (サンビューふじかわ)」の並びを「(サンビューふじかわ) (ケアセンターいちかわ)」に改めます。

以上、峡南医療センター企業団病院事業の設置等に関する条例および峡南医療センター企業団事業料金徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由、補足説明が終わりました。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、一瀬正君。

○5番議員（一瀬正君）

私は、初めて企業団議会の議員にさせてもらったんですが、そこでお尋ねしたいのですが、私も市川三郷病院の患者の一人であります。昨日も診察に行ってきたんですが、とにかく市川三郷病院は、高齢者にとっては市川大門駅のすぐ近くということで本当に行きやすいところなんです。

私、このあとも一般質問をしますが、これまでの市川三郷病院の入院病床をなくす、また診療科が4科なくなるうちの小児科以外の3科、これは高齢者に関わる診療科が富士川病院へ来なくてはならないように変わるわけなんです、そのへんで今までどのような審議がされて診療科4科をなくすのか、市川三郷病院をなくして今度は診療所になるわけですが、その経過について、ほかの議員さんたちは長く議員をなさっているからご存じだと思うんです。改めて条例が提案されたので教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

今の質問に対して回答させていただきます。

この市川三郷病院を市川三郷診療所等にする経緯につきましては、両町の議員さんによって構成されております施設整備検討委員会等によって審議してまいりました。この議会においても何度か審議させていただいております。

詳細につきましては、経営企画部長からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

経営企画部長、小林久高君。

○経営企画部長（小林久高君）

これまでの審議の状況ということですが、先ほど総務人事部長がお話したように、施設整備検討委員会にて検討を重ね、令和6年3月に峡南医療センター企業団経営強化プランを策定いたしました。そのプランに沿って、集約等について進めてきたところでございます。

○議長（鮫田洋平君）

5番、一瀬正君。

○5番議員（一瀬正君）

審議をされてきたということは分かるんですが、私が気になっているのは、非常に高齢者にとっては、市川大門駅の近くということで市川三郷病院を利用している患者さん、私、今から一般質問もしていくわけですが、患者さんたちにとっては良い場所にあるということ、富士川病院に来るのは、市川地区だけでなく市川三郷病院を使っている高齢者の患者さんにとっては非常に大変だということ、そのへんの審議はどのようにされたのか、教えてください。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局长、山田芳男君。

○経営管理局长（山田芳男君）

経営企画部長は、この4月に交代しまして昨年まで担当しておりませんでしたので、私からご説明をさせていただきます。

峡南医療センター企業団開設より、市川三郷病院については診療所化するということが検討されてまいりました。

令和5年に、令和6年度から令和9年度までの経営強化プランを現在策定しておりますけれども、この検討の過程の中で、山梨県の地域医療構想において、急性期病床が多い反面、回復期の病床が足りないという報告を受けておりました。

経営強化プランの策定の中で病床数を適正化するという事、それから医療従事者が減少する中で効率的に配置ができるよという検討の中で、最終的に市川三郷病院を診療所化した上で富士川病院に入院を集約し、回復期病床を地域ケア病棟として増加させる、一般病床については、少し削減するという方向で検討がなされ、令和5年の企業団議会において、その経営強化プランについてお認めいただいたところです。

この計画に基づいて、令和6年度から進めてまいりまして、市川三郷病院の建て替えについても、最終的にバリューアップという形の改修をするということで、皆さまにご了承をいただいた、このような経過で進めてまいりました。

○議長（鮫田洋平君）

そのほか質疑はありませんか。

1番、一之瀬滋輝君。

○1番議員（一之瀬滋輝君）

条例の改正内容についてお伺いしたいのですが、新旧対照表があって、5ページ、右側が旧ということで、現在の市川三郷病院の部局が出ていますが、このうち、下にある地域支援センターおよび医療相談室というものが新しい診療所には設置されないことになっているんですが、これはそれぞれどのような役割を果たしているのかということと、果たして診療所にないことで大丈夫なのかということを確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

ご質問に対してお答えいたします。

地域支援センターと医療相談室については、富士川病院のほうで一括でお願いするという形で、現在、診療所のほうでは問題ないと考えております。何かありましたら富士川病院で対応をいたします。

医療相談室というのは、この言葉のとおり、医療に関して相談するという形になります。どういった医療を受けていったらよろしいのかとか、医療に対して質問等を承るところでございます。

地域支援センターというのは、地域と連携して医療に携わるという役割を担っているところでございます。

以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

1番、一之瀬滋輝君。

○1番議員（一之瀬滋輝君）

私とすれば、必要なものは残していただきたいということなんですけれども、これら市川三郷病院に設置されている地域支援センターとか医療相談室を富士川病院に集約するということがなんですけれども、現在、どの程度、利用者がいて、どのような状況なのか、利用状況によってはきちっと配置しなければならないものだと思いますので、そのへんの状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

市川三郷病院事務部長兼ケアセンターいちかわ事務部長、志村敦君。

○市川三郷病院事務部長兼ケアセンターいちかわ事務部長（志村敦君）

最初に補足ですが、まず地域支援センターというのは、病院あるいは診療所と外部の医療機関、そういったものの連携を主に行うところとさせていただきます。連携、医療機関同士、あるいは介護施設等を含めた連携ということになります。

それから、医療相談室というのは、主に入院が必要になった患者さんの調整を行ったり、あるいは高額医療になって、お金の支払いの方法を相談したりとか、あるいは病気の症状によって転院をしたりとか、そういった調整をするところであります。

一番好ましいのは対面で行うことにはなりますが、状況等については、事務員や看護師、あるいは医師等が患者さんとの対面の中で状況は承知しているところですので、この人をこういう症状で入院をさせたいんだけど、富士川病院で受けられるか、あるいは非常に超急性期の状態なので医大に紹介できるかみたいなものは、富士川病院できちんと対応をしてくれておりますので、大きな混乱はないと思います。

おっしゃられたように、本当は対面で患者さんと直接行うというのが一番良いことかもしれませんが、入院とかがなくなりましたので、だいぶ数は減っていくと思います。

ただ、当然、事務、あるいは看護師等がその代わりを行っている状況でございます。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、反対者の討論を許します。

5番、一瀬正君。

○5番議員(一瀬正君)

市川三郷病院は、先ほども質問で申し上げましたが、市川大門駅の近くなんですね。そして市川三郷病院を利用している患者さんは高齢者が多いです。そういう中で、入院している患者さんの家族など、患者さんを励ます、高齢者が行って励ます、診療科目の中でも4科がなくなりましたが、小児科以外の3科については、高齢者に深い関わりがある科です。そういう意味で、市川三郷病院を診療所にして、診療科、それから入院病床をなくすということは、私にとっては理解できないことです。

これから高齢化が進む地域だけに、富士川病院と同じように市川三郷病院、国のいろいろな施策の中で研修医制度も変えられてしましまして、研修医が自分で研修する病院が選べるようになって、都会に研修医たちが多く集まるような形になってきている中で、本当に医師の確保自体も大変な状況、国の政策の中で進められていく中で、峡南地区においても、先ほどご説明があったように、この峡南医療センター以外も大変な状況で、先生たちは頑張ってくださいています。

そういう中で、私は真剣な、慎重な審議がこれまでされていたということ承知しておりますが、私の立場上、これは反対せざるを得ないので、反対させていただきます。

以上で、反対討論を終わらせていただきます。

○議長(鮫田洋平君)

続いて、賛成者の討論を許します。

(なし)

討論がありましたので、起立採決を行います。

原案に賛成の方は、ご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

よって、本件については、原案のとおり決定することに決まりました。

---

○議長(鮫田洋平君)

日程第5 議案第6号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長(河野哲夫君)

議案第6号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成26年峡南医療センター企業団条例第19号)等の一部を改正する条例については、令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制の施行(令和7年10月1日)から遅れることなく実施することとされているため、所要の改正を行う必要があります。これが、この条

例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第6号の補足説明を求めます。

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由にありますように、今回の一部改正については、令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされているため、所要の改正を行うものでございます。

16ページ、峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項中「次条」を「第15条の3」に改め、同条の次に第15条の2として「(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)」を加えます。

第15条の2第1項、企業長は峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成26年峡南医療センター企業団条例第20号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

第2項、企業長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障と事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

第3項、企業長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

次に、17ページにあります「第15条の2」を「第15条の3」とし、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改めます。

「第15条の3」を「第15条の4」、「第15条の4」を「第15条の5」といたします。  
次に、19ページの新旧対照表をご覧ください。

峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例について、改正部分を説明いたします。

第17条第2項中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加えます。

第18条見出し、同条第2項および第3項中部分休業の前に「第1号」を加え、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）に改め、「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を削ります。

20ページ、同条第2項中「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を加え、「第8条第1項」を「第15条第4項」に改めます。

第18条の次に次の4条を追加いたします。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

「（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）」を第18条の3といたします。

育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条の4に「（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）」とします。

育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員が勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

21ページに、第18条の5として「（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情）」を加えます。

育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することがで

きなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると企業長が認める事情とする。

次に、第19条中「部分休業」の前に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加えます。

次に、第20条を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改めます。

次に、22ページをご覧ください。

峡南医療センター企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、改正部分を説明いたします。

第21条第2項中「一部」の前に「全部又は」、「範囲内」の次に「又は1年につき企業長が指定する時間を超えない範囲内」を加え、「ついて勤務」を「を勤務」に改めます。

以上、3つの条例の附則として、施行期日、峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う経過措置、峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う経過措置を追記いたします。

以上、峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例、峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例および峡南医療センター企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(鮫田洋平君)

提案理由、補足説明が終わりました。

これより議案第6号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり決定しました。

---

○議長(鮫田洋平君)

日程第6 議案第7号 令和7年度峡南医療センター企業団会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第7号 令和7年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第1号）については、第2条において、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額、第3条において、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額および、第4条において、予算第5条に定めた医療機器等整備事業の企業債限度額「1億3,180万円」を「1億90万円」に改めるものであります。

以上、主な内容を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第7号の補足説明を求めます。

経営企画部長、小林久高君。

○経営企画部長（小林久高君）

それでは、議案第7号 令和7年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案資料24ページをご覧ください。併せて、先ほどの全員協議会の資料23ページ、資料3をご覧くださいければと思います。

まず議案資料より、第2条、収益的収入及び支出の補正になります。

予算第3条に定めました収入には、第1款病院事業収益、第3項特別利益に13万6千円を増額し、支出には、第1款病院事業費用、第1項医業費用に1,279万6千円を増額するものです。

主な内容といたしましては、全員協議会資料3の概要の備考にありますように、経年劣化に伴う取り替え工事によるものと入院集約、また診療所化に伴う費用でございます。

続いて、議案資料の25ページをご覧ください。

第3条、資本的収入及び支出の補正になります。

予算第4条に定めました収入には、第1款病院事業資本的収入、第1項企業債に430万円、また次の第4項にあります県支出金3,520万円を企業債から減額、結果、マイナス3,090万円となりまして、第4項県支出金に3,520万円を増額するものであります。

支出には、第1款病院事業資本的支出、第1項建設改良費に430万円を増額することとします。

主な内容といたしましては、全員協議会資料3の概要、備考にありますように、故障による緊急に必要な医療機器の整備と入院集約に伴う新規医療機器の購入等によるものでございます。

続いて、第4条の企業債の補正になります。

全員協議会資料3の概要の備考にありますように、へき地医療拠点病院整備費補助金が採択され、3,520万円の内示を受けたことにより、同額を企業債から減額したことにより、予算第5条で定めた医療機器等整備事業の企業債限度額「1億3,180万円」を「1億90万円」に改めるものになります。

令和7年度峡南医療センター企業団会計補正予算（第1号）の補足説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由、補足説明が終わりました。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり決定しました。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第7 認定第1号 令和6年度峡南医療センター企業団会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長 (河野哲夫君)

認定第1号 令和6年度峡南医療センター企業団会計決算認定について

まず収益についてであります。営業収益が39億6,345万6,174円、営業外収益が5億9,142万7,913円、収益合計は45億5,488万4,087円でありました。ほか特別利益として63万6,364円がありました。

次に費用についてであります。営業費用が48億7,148万8,278円、営業外費用が1億9,094万8,871円、費用合計は50億6,243万7,149円でありました。

これにより、収益から費用を差し引いたマイナス5億755万3,062円に特別利益を加えますと、マイナス5億691万6,698円の当期純利益となりました。

別途、監査委員から決算審査が報告されると思いますが、審査意見等も踏まえ認定を求めるものであります。

決算の詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長 (鮫田洋平君)

認定第1号の補足説明を求めます。

経営企画部長、小林久高君。

○経営企画部長 (小林久高君)

それでは、認定第1号 令和6年度峡南医療センター企業団会計決算について、補足説明をさせていただきます。

議案書の38ページをご覧ください。

令和6年度峡南医療センター企業団決算報告書からの説明となります。

39ページと40ページについては、収益的収入及び支出についてまとめたものとなります。

続いて、41ページと42ページについては、資本的収入及び支出についてまとめたものとなります。

次に、43ページと44ページは、令和6年度峡南医療センター企業団損益計算書となります。

1の営業収益です。

医業収益は両病院を合わせたものであり、(1)入院収益から(3)その他医業収益までを合わせまして、31億6,710万2,469円となりました。

その下の事業収益は両老健を合わせたものであり、(4)介護保健施設介護料収益から(8)居宅介護支援介護料収益までを合わせまして、7億9,635万3,705円となりました。

その右側にある39億6,345万6,174円が、本業となります営業収益の合計となります。

次に、2の営業費用です。

医業費用は、両病院と経営管理局分を合わせたものであり、(1)給与費から(6)研究研修費までを合わせまして、39億3,476万148円となり、両老健を合わせた事業費用は、(6)給与費から(10)研究研修費までを合わせた9億3,672万8,130円となりました。

その右側にある48億7,148万8,278円が本業に係る営業費用の合計となります。

その斜め下にある記載は、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益であり、マイナス9億803万2,104円となっています。

次に、3の営業外収益です。

営業外収益は、両病院と経営管理局分を合わせたものであり、(1)補助金から(5)その他営業外収益までを合わせまして5億4,085万8,172円となり、両老健を合わせた事業外収益は(6)補助金から(10)その他事業外収益までを合わせた5,056万9,741円となりました。

その右側にある5億9,142万7,913円が営業外収益の合計となります。

次に、44ページに移ります。

4の営業外費用です。

営業外費用は、両病院と経営管理局分を合わせたものであり、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑損失までを合わせまして1億5,855万5,403円となり、両老健を合わせた事業外費用は、(4)支払利息及び企業債取扱諸費から(6)雑損失までを合わせた3,239万3,468円となりました。

その右側にある1億9,094万8,871円が営業外費用の合計となります。

さらに、その右側にある4億47万9,042円は、営業外収益と営業外費用との差であり、営業外での利益となります。

その下にある記載は経常利益であり、43ページの中段にある営業利益マイナス9億803万2,104円に、先ほどの営業外利益4億47万9,042円を加えた経常利益はマイナス5億755万3,062円となり、これに次の5の特別利益63万6,364円を加え

た当年度純利益は、マイナス5億691万6,698円となりました。

さらに、前年度繰越利益剰余金4億1,557万3,019円と、その他未処分利益剰余金変動額510万4,049円を加えた当年度未処分利益剰余金は、マイナス8,623万9,630円となりました。

次に45ページは、令和6年度の剰余金計算書となります。

続いて46ページは、令和6年度の欠損金処理計算書となります。

次に47ページと48ページ、令和6年度峽南医療センター企業団貸借対照表をご説明いたします。

まず、47ページ、資産の部、1の固定資産です。

固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資その他の資産で構成されております。

(1)有形固定資産は、イの土地からホのリース資産までを合わせまして、20億2,441万1,502円となっております。

(2)無形固定資産は、イの電話加入権とロのソフトウェアを合わせまして1,482万8,147円となり、(3)投資その他の資産は、イの長期貸付金とロの施設設備等整備事業基金を合わせた4,318万435円となりました。

これらを合わせた固定資産の合計は、20億8,242万84円となりました。

次に、2の流動資産です。

(1)現金預金から(4)その他流動資産までを合わせた流動資産の合計は、14億6,240万2,832円となります。これに先ほどの固定資産の合計20億8,242万84円を加えた資産の合計は、35億4,482万2,916円となります。

次に、48ページをお願いいたします。

負債の部になります。

3の固定負債は、(1)企業債から(3)引当金までを合わせまして、合計11億4,780万551円となります。

次に、4の流動負債です。

(1)企業債から(6)預り金までを合わせた流動負債の合計は、9億65万113円となります。

次の5の繰延収益は、(1)長期前受金と(2)収益化累計額を合わせた8億6,957万184円となり、これらを合わせた負債の合計は29億1,802万848円となりました。

次は、資本の部です。

6の資本金は、3億3,300万7,698円となっております。

7の剰余金は、(1)資本剰余金3億8,003万4千円と(2)利益剰余金マイナス8,623万9,630円を合わせた2億9,379万4,370円となり、これらを合わせた資本の合計は6億2,680万2,068円となりました。

また、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は35億4,482万2,916円となり、47ページの資本合計額の35億4,482万2,916円と一致しております。

次に、49ページからは令和6年度峽南医療センター企業団決算附属資料となります。

50ページと51ページは事業報告書、1の概要、(1)総括事項につきましては、先ほど全員協議会で報告させていただきましたので、こちらでは省略をさせていただきます。

52ページが一番上は、(2) 議会議決事項になります。

その下が(3) 行政官庁認可事項、また53ページ、(4) 職員に関する事項となります。

次の54ページと55ページは、2の業務に関して(1) 業務量、(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項をまとめたものとなります。

次に56ページの上段は、3. 会計となっており、(1) 重要契約の要旨、(2) 借入金の概況をまとめたものとなります。

下段の4. その他は、構成団体負担金の使途についてとなっております。

57ページはキャッシュ・フロー計算書、58ページから63ページまでは収益費用明細書となっております。

続いて64ページは固定資産明細書となり、65ページは企業債明細書となっております。

最後に、66ページと67ページは注記となっております。

決算についての補足説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (鮫田洋平君)

提案理由および補足説明が終わりました。

引き続き、監査委員より監査結果の報告をお願いいたします。

土橋修代表監査委員。

○代表監査委員 (土橋修君)

本日は、大変お疲れさまでございます。

ただいま、議長から指名をいただきました監査委員の土橋でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、報告に入る前に、このたび実施いたしました決算審査におきましては、関係職員の皆さまには大変お忙しい中をご協力いただき、予定どおり終了することができました。ありがとうございました。

それでは、令和6年度峡南医療センター企業団決算審査意見についてご報告をいたします。

お手元の資料の35ページをご覧いただきたいと思います。

まず審査の対象は、令和6年度峡南医療センター企業団決算書類(決算報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書および決算附属資料)でございます。

次に、審査の時期は、令和7年6月24日でございます。

最後に、審査結果につきましてご報告をいたします。

審査に付された峡南医療センター企業団の決算報告書等の決算計数および予算の執行状況等は、いずれも関係法令の定める会計基準等に準拠して、適正かつ正確に処理されているものと認められました。

次の36ページをお願いしたいと思います。

令和6年度の峡南医療センター企業団の決算状況について、ご報告をいたします。

営業収益39億6,300万円、営業費用48億7,100万円、営業利益マイナス9億800万円、営業外収益5億9,100万円、営業外費用1億9千万円、経常利益マイナス5億700万円、当期純利益マイナス5億600万円、当年度未処分利益剰余金マイナス8,600万円を計上するに至りました。

(2) 前年度決算額増減状況におきましては、①営業収益において、前年比で6,900万

円の減額でございました。

②営業費用におきましては、前年比で4,600万円増額となっております。

③営業利益におきましては、前年比1億1,500万円の減額となりました。

次のページをお願いいたします。

④営業外収益は、前年比1億6,500万円の減額となりました。

⑤営業外費用は、前年比900万円の増額となりました。

⑥経常利益は、前年比2億9千万円の減額となりました。

⑦当期純利益は、前年比2億6,400万円の減額となっております。

以上で、令和6年度決算審査についての報告を終わります。

引き続きまして、令和6年度峽南医療センター企業団経営健全化審査意見について、ご報告をいたします。

お手元の資料の69ページをご覧くださいと思います。

まず、審査の概要からご報告いたします。

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

次に、審査結果についてご報告をいたします。

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

最後となりますが、本年度は昨年度に引き続き資金不足が生じていないため、資金不足比率は横棒の表記となっております。

以上で、経営健全化審査報告についての報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平君）

ありがとうございました。

これより、認定第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

44ページなんですけども、損益計算書が報告されたわけですけども、その中の営業外費用の中の医業外費用、(3)雑損失1億5,300万円、それから事業外費用の(6)雑損失2,780万円、この金額の大まかな内訳を教えてください。

○議長（鮫田洋平君）

経営企画部長、小林久高君。

○経営企画部長（小林久高君）

事業外費用における雑損失の金額についてのご質問ですが、雑損失については消費税となっております。

両方とも消費税になります。

○議長（鮫田洋平君）

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それから65ページなんですけれども、企業債明細書が載っているわけなんですけれども、この中で民間資金、利率のところを見ますと年度によって違うわけなんですけれども、この利率の民間資金の決定ですね、これはどのようなことで決定したか教えてください。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局长、山田芳男君。

○経営管理局长（山田芳男君）

私のほうからお答えいたします。

企業債の借りに関しましては、財政投融资からお借りしたいということで申し込みをするんですが、その枠から外れますと、民間資金から借りるという手続きになります。

借りにあたっては、複数の金融機関から見積もりを取りまして、利率の一番安いところに決定してお借りしております。

以上です。

○議長（鮫田洋平君）

6番、秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

3問目ですから最後になりますけれども、その表の65ページ、財務省の欄もあるわけなんですけれども、例えば金利が高いもの、上から1番、2番、3番目とありますけれども、このへんの借り換えの検討は、この年度中に行ったわけですか。お聞きしたいです。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局长、山田芳男君。

○経営管理局长（山田芳男君）

65ページの明細書、上のほうから財務省、平成26年借入れのもので利率が3%を超えるようなものも、まだ残っております。償還期間については令和7年度までのもの、それから令和17年までのものというふうに年度がずれております。

財政投融资に関しましては、繰上返済を行ったとしても、この利率で計算したものを全てお返ししなければなりませんので、繰り上げは現在考えておりません。

以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

そのほか、質疑はありませんか。

（なし）

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

10分後に再開します。再開は27分です。

休憩 午後 3時17分

---

再開 午後 3時27分

○議長（鮫田洋平君）

休憩を解いて再開します。

---

○議長（鮫田洋平君）

日程第8 一般質問を行います。

まず最初に、皆さんのお手元へ配付してあります申し合わせ事項のとおり、一般質問は持ち時間の制限、質問回数等の制限がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

第5番、一瀬正君から通告がありましたので、発言を許可します。

第5番、一瀬正君の一般質問を始めます。

第5番、一瀬正君。

○5番議員（一瀬正君）

これより、私の一般質問を行います。

市川三郷病院を利用している入院患者の家族や患者が富士川病院へ行きやすくするための交通サービスの向上、改善策を求め質問します。

議案第5号で提案されているように、市川三郷病院は入院できなくなることや診療科の縮小で小児科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科の4科がなくなります。

今議会でいただいた令和6年度峡南医療センター企業団報告書によれば、令和6年度の市川三郷病院の入院患者数は7,041人、そして外来患者数は4万5,243人です。

私が今回、この一般質問をすることにしたのは、市川三郷町は高齢者が占める人口が増加している中で、入院患者の家族や患者が富士川病院へ行くのに困難ではないかという思いからです。

ご存じのように、市川三郷病院は、身延線の市川大門駅のすぐ隣にあり、身延線を利用し、通院している患者も少なくないと思います。

私も月1回、市川三郷病院に通院していますが、顔を知らない患者が多く、高齢の方が多いのです。市川三郷町はタクシー会社がなくなり、他町のタクシーを利用しなくてはなりません。富士川病院へ通院している高齢の患者さんから「タクシー代の負担が高くて大変なんです」という相談が私にありました。

市川三郷病院が入院できなくなることや高齢患者の関係する脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科の3科がなくなり、富士川病院へ行かなくてはならないことは、入院患者、家族や高齢の患者に対し、これまで以上の通院交通サービスの向上、改善策が求められます。

現在、富士川病院へは大型通院バスが運行されていますが、それに加え、例えば病院の中に通院サービス案内所を設け、通院が困難な人への送迎サービスができるとか、シルバー人材のボランティア運転士を募集して安い料金で送迎してくれるなど、高齢者患者への通院サービスが必要です。

市川三郷町は、市川三郷病院の診療縮小だけでなく、三珠の国保診療所の診療日の縮小、介

護施設の閉鎖など、高齢者にとって大変な状況だけに、峡南医療センター企業団に願う期待は大きいのです。富士川病院へ行きやすくするための安くて便利な通院交通サービスの向上、改善対策を求めるものですが、企業長の見解をお伺いします。お答えください。

○議長（鮫田洋平君）

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

ただいまの、一瀬正議員の質問にお答えいたします。

通院のための交通サービスの向上、改善策についてということですが、当企業団では、利用者の利便性を図るため、市川三郷病院と富士川病院間を往復するシャトルバスの運行を行っております。令和5年2月からは市川三郷町内を巡回するルートを延伸し、利便性の向上に努めているところであります。

また、富士川町で運行しているコミュニティバスにおいても、市川三郷町内に3カ所の停留所があり、市川三郷町民の方にもご利用いただくことができ、富士川病院まで利用が可能となっております。

交通サービスの更なる向上や改善策については、構成町とも協議してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（鮫田洋平君）

一瀬正君。

○5番議員（一瀬正君）

大型バスが走っているんですが、昨日も市川の高田地区の方ともお話ししたんですが、狭い道が多いんですよ。そして、年寄りがバスの停留所まで時刻を調べてということも非常に難しいんですよ。大型バスも手を挙げると止まってくれて乗れるというような便宜さも図ってくれているんですよ。しかし、私がここで提案しているのは、そういう高齢者のための、大型バスでないサービス、例えば、シルバー人材の人たちに、小型の車で連絡をすれば迎えに行行って送迎してくれるとかいう便利さが、先ほど申しましたように、これから必要に、市川三郷病院が診療所になることによって、診療科もこれから非常に、昨日も行ったんですが、外来の先生が少なくなっているんですね。私も3時半から4時までということで予約していたんですが、診察が終わったのが4時20分ぐらいという状況で、3時半前に行行って、待っていて、そういう状況なんです。

これから富士川病院に行くとなると、なおさら高齢の患者さんにとっては大変な状況だけに、そういうサービスの研究をぜひやっていただきたいという思いの中から、この質問をしているわけですが、ぜひご理解をいただき、企業長のほうで働きかけ、関係機関への働きかけもあります。

バスも最初、大型バスを運行したときは、市川三郷病院から富士川病院までしか行けなかったんです。例えば大同地区の人たちは、途中のコンビニのところ、富士川大橋の手前で止まってくれれば、私たちは市川三郷病院まで行かなくて利用できるのに何とかできないかと、私とその要求を出したんですが、JRとの関係などいろいろ制約があったりする中で、また病院の大型車を購入するときの条件で、市川三郷病院から富士川病院までしか止まれない、途中駐車はできないということで不便を感じたわけですが、その後、今回みたいな形で利便性を高めて

はいただいたんですが、それ以上に、市川三郷町民から要求が出ている中で、私、市川三郷町の議会でも一般質問で、町長にこれを求める質問をするわけですが、同じ質問を峡南医療センター企業団議会で行っているわけですが、ぜひ企業長、そのへんのご努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平君）

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

ただいまの一瀬議員の言葉にもありましたとおり、これまでのシャトルバス運行の経緯といえますか、縛りがかなりありまして、確かに病院間の運行しか許されないという状況がありました。今回、令和5年になりますけれども、町内の循環区間を延伸しまして、病院からではなく、市川三郷町内からも乗れるようにさせていただきました。便数は、3便と少ないですけども、そういう利便性を図ることはやっております。

今回、市川三郷病院が診療所になりまして、診療科も減るということがありますので、これはまた町とも協議を重ねて、できる限り患者さんにご不便を感じさせないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（鮫田洋平君）

一瀬正君。

○5番議員（一瀬正君）

市川地区は古い町だけに狭い道が多く、大型バスだとちょっと無理がある中での、この要求となっております。ぜひ、そのへんのご理解をいただく中でご尽力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、第5番、一瀬正君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、第2回峡南医療センター企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

○経営管理局（久保真人君）

閉会にあたりまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午後 3時38分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峽南医療センター企業団議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員